

○北しりべし廃棄物処理広域連合行政不服審査に関する条例

制 定 平成 28 年 10 月 26 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第 2 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、無料とする。

(機関の名称)

第 3 条 法第 81 条第 1 項の規定により設置する機関の名称は、北しりべし廃棄物処理広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第 4 条 審査会は、3 人の委員をもって組織する。

2 委員は、法令又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員全員が出席しなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第 8 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(秘密の保持)

第 9 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。